

加古川市成年後見支援センターの開設について

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人が成年後見制度を円滑に利用できるよう支援を行い、これらの人の権利を尊重し擁護することにより、地域で安心して暮らせるよう成年後見制度の利用促進を図ることを目的に、「加古川市成年後見支援センター」を開設します。

- 1 開設予定年月日 令和2年10月1日（木）
- 2 委託事業者 社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会
（加古川市加古川町寺家町177-12）
- 3 加古川市成年後見支援センターの概要
 - （1）設置場所 加古川市加古川町寺家町177-12 加古川市総合福祉会館1階
 - （2）業務日時 月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
（職員による相談は、午前9時から午後5時まで）
 - （3）職員 センター長：1名、相談員：3名（いずれも社会福祉士）
 - （4）業務内容
 - ・ 制度の普及・啓発
成年後見制度に関する情報発信
市民や関係機関に向けた講演会、研修会等の開催
 - ・ 相談支援
制度の仕組みや利用するための手続きなどに関する相談
後見人等の支援
 - ・ 連携・ネットワークづくり
法律や福祉の専門職団体との連携
地域包括支援センター等の関係機関との連携
 - （5）専門職による相談
 - ・ 弁護士、司法書士、社会福祉士による相談（1回30分程度）
 - ・ 月4回 水曜日（13時30分から15時30分まで）に実施
 - ・ 無料。事前に予約が必要